

令和元年度  
定期総会を開催しました。



山田会長挨拶



赤堀課長補佐様来賓挨拶

日時／令和2年2月25日(火)午後2時～ 場所／徳島市 ホテル千秋閣

来賓として徳島県農山漁村振興課赤堀課長補佐様に出席していただきました。

## 赤堀課長補佐挨拶(要旨)

今年度施行された土地改良法の改正に沿った適切な業務運営を行っていくためには、会員の皆様方の、これまで以上の多大なご尽力が必要なものと考えています。

本日の研修を今後の土地改良区運営などに生かしていただき、なお一層のご尽力をお願い申し上げます。

県といたしましては、今後とも、本「ネットワーク」が自立的に行われ、会員相互間の共助を軸とした活動や、土地改良区の発展に資する活動を今後とも支援していくことにより、土地改良区の次世代を担う人材の育成、ひいては、本県農業の発展につながることを期待しております。

「とくしま水土里ネット・次世代ネットワーク」のさらなるご発展と、お集まりの皆様方の、今後ますますのご健勝、ご活躍を心から祈念いたします。

>>赤堀課長補佐様ありがとうございました。

## 令和元年度活動報告

### □研修会の参加

徳島県や水土里ネット主催の土地改良区役職員を対象とした研修会に積極的に参加し、改正土地改良法や、貸借対照表、複式簿記会計、土地改良区のコンプライアンスについて学習しました。その他会員相互の情報交換をしながら定款変更等の準備を進めています。

### □女性ネットワークの育成

昨年12月に、「あわ水土里女性会」が設立され、次世代ネットワークの会員も一部入会しています。今年2月には統合推進研修会に会員の一部が参加し、土地改良区合併事例や滞納処分について学習しました。

## 令和2年度活動計画

- ①土地改良区事業に関する研究会
- ②国・県関係機関並びに土地改良区理事長等との意見交換会
- ③会報の発行
- ④会員の拡大

2年度活動計画は賛成多数で承認をいただきました。令和2年度では、引き続き、定款・諸規程の変更や設置、貸借対照表の作成、複式簿記会計について学習するとともに、会員の情報共有を図っていきます。

また、昨年設立された「あわ水土里女性会」との情報ネットワーク化と連携により、会員の相互育成を図り、次世代ネットワークの目的である土地改良区の次世代体制の強化に積極的に取り組んでいきます。

## 総会の後、研修会を開催しました

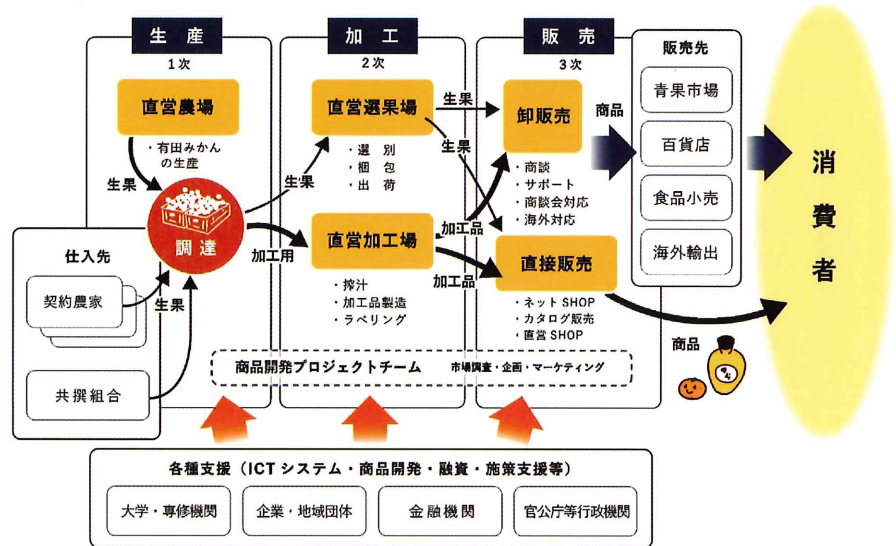
### 「次世代農家が求める魅力ある 農業経営について」 ～6次産業化とICT産業の取り組み～

講師／株式会社 早和果樹園  
代表取締役社長 秋竹 俊伸 氏

株式会社早和果樹園さんは、和歌山県有田市でみかんの生産、販売、農産加工販売をしている会社です。みかんの相場価格の低迷や異常気象による栽培不振の影響から加工品の開発を行い、特産の有田みかんに新たな付加価値を見出しました。そして生産・加工・販売による6次産業を实践し、農業を「核」としたビジネスを展開しています。また、事業の継続発展のため、新卒採用の活発化、若い世代の育成にも積極的に取り組んでいます。



早和果樹園 6次産業ビジネスモデル



#### 一次産業

- センサーやカメラ等で情報を収集し、集めたデータを分析して最適な営農情報を提供する ICT 農業システムの活用
- 自社所有のみかん園8ヘクタールを栽培

#### 二次産業

- 豊富な原料をバックに、外注ではなく自前で製造
- 皮をむいて薄皮ごと搾汁
- 一年中通じた加工品製造体制を整える⇒供給の安定

#### 三次産業

- 卸販売だけでなく、直営店での販売
- 全国の展示会への出展によるPR、海外での販売活動
- ネット販売による BtoC

#### 早和果樹園の商品

#### みかんの可能性を広げる加工品を中心とした LINEUP



## 「土地改良法改正等について」

講師／徳島県農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課 次世代体制担当

主査兼係長 野村 卓也 氏

主事 榊 愛美 氏

榊主事様から、土地改良法の改正に対する、今後土地改良区が期限までに行わなければならない取り組みについての説明がありました。

また、コンプライアンスについて、土地改良区は極めて公共性の高い団体である。**不祥事が発生したときの社会的な影響が大きいことから**不祥事を未然に防止するため事務執行体制をチェックするよう説明がありました。



### 土地改良法の改正に伴う諸規程の整備【義務】

#### ① 利水調整規程の策定

令和元年度末の通常総会まで

- 利水調整規程、排水計画を作成

#### ② 決算関係書類の公表H31. 4. 1から

- 会計細則69又は65条の改正

令和元年度末の通常総会まで

- H31.4.1以降の総会で承認される平成30年度決算書(貸借対照表を除く)から公表の対象

#### ③ 貸借対照表の作成 令和4年事業年度から

- 貸借対照表を作成する。

#### ④ 総代選挙について土地改良区の管理・実施

- 定款附属総代選挙規程を作成

#### ⑤ 理事の資格要件(3/5以上原則耕作者)

令和5年4月1日以降最初に開催される通常総会まで

- 定款附属書役員選挙(選任)規程を改正(必要な場合のみ)

#### ⑥ 監事のうち1名以上は原則として組合員外

令和5年4月1日以降開催される通常総会まで

- 定款附属書役員選挙(選任)規程を改正

※⑤、⑥について、通常総会(総代会)が3月以外の場合、任期が4年でない場合は議決時期が異なります。詳しくは県民局の担当者にご相談ください。

### 不祥事の未然防止に向けた事務執行体制の確認

#### ① 通帳と公印の管理

- 預金通帳と印鑑の管理を別の者にしている。
- 公印を事務職員などに複数日預けていない。

#### ② 残高照会

- 通帳預金額を職員・役員など複数名が、定期的に確認している。
- コピーではなく、通帳・金銭出納簿の原本により確認している。

#### ③ 現金の取扱い

- 手持ち現金に関し、会計細則に限度額を定めている。
- 賦課金など釣り銭以外の現金は、事務所で保管せず、すぐ銀行に預けている。

#### ④ 収入・支出

- 収入(支出)は、すべて収入(支出)命令書により行われ、収入(支出)命令書には、確認印が押されている。
- 小口現金支出書類(現金などの買い出し)は、買った物がわかる領収書・レシートをつけている。
- 施設管理・事務に不要な物(酒類など)はないか、購入した職員以外が購入品を確認している。

#### 水土里ネットヘルプラインの利用

土地改良区内部に法令違反行為等がある場合に、職員等が県土連の通報窓口へ通報できます。

内部通報者が不利益な扱いを受けないように保護するとともに、自浄作用を働かせ、不正行為の未然防止と早期発見を促し、コンプライアンス経営の推進を図ることにより、土地改良区の信用を高めます。

野村主査兼係長様から、維持管理事業の計画が数十年前のままとなっており、現況と整合していないのが実態となっている。そのまま放置しておく、土地改良施設において事故が発生した場合、**施設の管理者が不明確では訴訟等に際し、土地改良区が不利になるおそれがある。**

また、貸借対照表の作成に必要な資産評価は、維持管理計画に登載された施設が対象となること等から、維持管理計画書を変更する必要があるとの説明がありました。

## 維持管理計画書 変更手続き



### ①変更計画書の作成

#### 主たる変更事項

- 地区の面積
- 管理する施設
- 農業用水の使用時期（貯水、放流、取水、導水、排水）や水量
- 干ばつ時や洪水時の措置
- 事業費（1年間の維持管理事業費の概算）

### ②変更計画書について市町村長と協議

### ③変更計画概要等の公告

定款も変更する場合は、併せて公告

#### 3条資格者からの同意徴収

↑H31年4月から不要（廃止）

※地域の変更（転用等により除外する場合を除く）については、同意徴収が必要

### ④総会（総代会）の議決

重要議決（3分の2以上の出席、かつ3分の2以上の賛成が必要）

### ⑤県知事への認可申請

## 土地改良法

①やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができます。  
（総代の代理人は、組合員で、かつ、1人まで）

②書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の日の前日（通知で別に定めるときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければなりません。

### ③土地改良法第31条第2項

書面又は代理人議決の根拠条文は、土地改良法第31条第2項ですが、「定款に定めるところにより」等の条件が付されていないことから、定款に書面又は代理人議決の具体的方法等が定められていない土地改良区においても、書面又は代理人議決を行うことは可能です。

但し、土地改良区の定款で定めることにより、電子メール等の電磁的方法を利用することも可能となりますので、総代の書面議決・代理人議決を採用する土地改良区は定款で定めて下さい。（土地改良区定款例第14条）

④総代の書面、代理人議決を採用すると、**総代会**という土地改良区の「**最高議決機関**」の役割が失われることが懸念されますので、総代会の議決により、その全部又は一部に制限をかけ、書面、代理人を認めないことができます。



発行 / とくしま水土里ネット次世代ネットワーク 事務局

徳島市伊月町1丁目32番地 徳島県土地改良事業団体連合会内

電話：088-626-3211 FAX：088-655-3399 Mail-address jisedainet@tokudoren.or.jp